

プラットフォームサービスに関する研究会（第39回）

令和4年8月23日

【宋戸座長】 それでは、おおむね御出席予定の先生方はお集まりでございますので、始めさせていただきたいと思います。プラットフォームサービスに関する研究会、第39回の会合となります。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はWEB会議システムにて実施させていただいております。

事務局よりWEB会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宋戸座長、ありがとうございます。本日のWEB開催に当たりまして注意事項を幾つか申し上げます。

本日の会合の傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言できない設定としておりますので、音声設定を変更なさらないようお願いいたします。

次に、構成員におかれましては、ハウリング等の防止のためにマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名する形で進めさせていただきたく思います。御発言の際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。御発言が終わられましたらいずれもオフにお戻しくください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

続いて本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料としまして資料1、資料2-1、資料2-2を用意しております。また、参考資料として参考資料1、参考資料2を用意しております。

資料1につきましては、本日の御議論の対象となりますプラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ（案）に対する意見募集の結果について、考え方等の案を事務局より提示差し上げるものです。資料2-1は、その意見募集結果も踏まえつつ、また

誤字脱字等の修正を施し、先般御議論いただきました第二次とりまとめ（案）の修正の案でございます。それらの差分につきましては資料2-2を御覧ください。

また、参考資料1としまして、三菱総合研究所に、先般トリログにおいて合意がされましたEU・デジタルサービス法の概要について、議会修正版等からの差分を改めて整理いただいたトリログ合意後の条文についての参考資料を用意しております。こちらにつきましても参考資料としてつけたものでございます。資料の確認は以上でございます、注意事項についても以上でございます。

なお本日、宮内構成員におかれましては御欠席と伺っております。また、山本構成員は開始後50分頃をめどに御退出の予定と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願い申し上げます。宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、まずは意見募集結果を踏まえた第二次とりまとめ（案）について御議論をいただき、できれば第二次とりまとめを決定し、案を省くということにしたいと思います。

前回会合で議論されました第二次とりまとめ（案）につきましては、構成員の皆様からの議論を踏まえ、7月5日から8月3日までの間、意見募集を実施いたしました。事務局において意見募集の結果について資料1という形でまとめていただいております。また、それを踏まえた第二次とりまとめ（案）の修正というのが資料2-1と、その修正箇所が資料2-2にまとめていただいているということになります。これらの意見募集結果、それからとりまとめ（案）の修正点と併せて事務局より御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。総務省の池田でございます。では、資料1に基づきまして、意見募集結果の概要につき説明を申し上げます。適宜資料2-1、2-2についても言及しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず意見募集結果の3ページです。概要についてのページを御覧ください。こちらが意見募集結果の概要でございます、宍戸座長から御説明いただきましたように、7月5日火曜日から8月3日水曜日まで意見募集を実施いたしましたところ、意見提出数は29件、提出いただきました事業者、事業者団体の皆様の名称につきましては表に記載しており、研究会においても御発表などをいただいております方々から御意見をいただいております。詳細の説明はこの表でもって代えさせていただきたいと思いま

す。

では、4ページ以降で具体的な考え方につきまして、案について説明を申し上げたいと思います。まず第1部、第2部、全般的な御意見のところでは、プラットフォームサービスを安心して利用できる環境を確保することが重要であると、日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略ワーキンググループ様からの全体の安心・安全の必要性についての御賛同の御意見をいただいているところでございました。

第1部に移ります。第1部につきましては、第1章、第2章、第3章において、それぞれ現状と課題、モニタリングの結果等について御意見をいただいているところでございます。主には、今後の方針に係る部分のところが多くございましたけれども、これまでの現状と課題の部分につきまして、いただいている御意見のところでは幾つかかいつまんで説明申し上げます。

6ページ意見4-1でございます。こちら先ほど申し上げた、日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略ワーキンググループ様から、プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の対応状況に関するアカウントビリティの進展を評価するという御賛同の御意見をいただいております。また、ヒアリング手法に関しまして、LINE株式会社様からは、具体的なヒアリングの実施に当たって留意されたいという御意見をいただいております。今後の検討に当たっての参考とさせていただきますという考え方の案を示しております。

8ページにお進みください。こちらは今後の方向性のところに早速移ってまいりますけれども、今後の取組の方向性全般に関しまして、これは誹謗中傷対策等をはじめとする違法・有害情報対策、また偽情報対策に共通しての部分でございますけれども、表現の自由及び検閲の禁止の観点から、行政や政治が個々のコンテンツの内容に介入すべきではないという御意見を一般社団法人日本新聞協会様からいただいているところでございました。

また、同様の考え方につきまして、投稿の削除をユーザーやプラットフォーム事業者に対して課すことについての御反対という意見もいただいているところでございます。この点、研究会で御議論いただきました報告書の中でも、個別のコンテンツの削除義務等に関しての慎重な検討を要するという部分について適示をしながら、研究会としての考え方の案を示しているところでございます。

続きまして、意見8-5の部分ですけれども、一般社団法人SMAJ様からは、プラットフォーム事業者が、自身のサービス上でどのような違法・有害情報が流通しているのか、自

ら実態把握とリスク分析と評価を行うことの重要性について御意見いただいているところ
でございます。

続いて、意見8-6につきまして、こちらはヤフー株式会社様からいただいているもの
ですけれども、違法ではないが有害な書き込みについて、プラットフォーム事業者の自主
性、独立性を保障する仕組みを検討してほしいという御意見をいただいております、こ
ちらも今後の検討に当たっての参考とさせていただくという考え方を示しているところ
でございます。

12ページの意見12-1を御覧ください。こちらは先ほども全般のところでも申し上げまし
たような表現の自由や検閲の禁止の部分につきまして、プラットフォーム事業者に対する
削除義務や罰則の導入について極めて慎重な検討を要するとしたことについては、表現の
自由への配慮だと受け止めるという御意見を、こちらでも一般社団法人日本新聞協会様から
いただいているところでございます。

13ページを御覧ください。こちらはまとめた御紹介になりますけれども、発信者情報
開示制度に関する今後の取組の方向性の部分につきましては、技術的な観点からの要検討
課題等も含めまして、複数御意見をいただいているところございましたので、御参考ま
でに紹介いたしました。

15ページにお進みください。相談対応の充実につきましては、主婦連合会様から、特に
利用者の目線から、相談対応が使いやすくなるようにというところを念押しいただい
ておまして、報告書内におきまして触れられております相談対応についての取組であるとか、
今後の拡充の方向性について改めて示すという案を示しております。

第三章の偽情報の関係に移ってまいりますけれども、16ページの意見16-1を御覧くだ
さい。こちらでも全体にあった御意見にも共通する部分がございますけれども、偽情報の定
義が難しいということをさらにとらまえて、法的規制の導入に反対という御意見を一般社
団法人日本新聞協会様からいただいているところございました。

18ページの意見19-1を御覧ください。こちらでも偽情報対策に関しての今後の取組の方
向性に移ってまいりますけれども、LINE株式会社様から、偽情報について実態を把握する
に当たっても、何が偽情報であるかという把握が一事業者において難しいため、ファクト
チェック団体や学術研究機関等とも連携していくことが望ましいという御意見いただい
ておまして、今後の御参考となろうかと思ひまして紹介いたしました。

また意見20-1、こちらは偽情報の定義の不明確さ、あるいは本文中で触れております

偽情報の中でも、違法・有害情報等の偽情報について、どのような範囲であるか定義が不明確であるため、恣意的内容につながるような表現の自由に配慮した制度設計が必要という御意見をいただいているところでございます。こちらも参考とさせていただきたく、そのような案として示しております。

20ページのファクトチェックの推進に係る部分でございます。意見22-3でございますが、ファクトチェックには中立性と公平性の担保が必要と、個人の方からも含めまして多数御意見をいただいているところでございます。ファクトチェック団体によるファクトチェック、その確からしさというのが担保されていなければ、自分たちの主義・主張をファクトチェックという体で表明するということがあるのではないかと。要約するとそのようなことを御意見としていただいているところでございました。これに関しましては、考え方22-3で示しておりますとおり、Disinformation対策フォーラムの報告書においても触れられているような、ファクトチェック機関に関しての中立性や公平性の必要性を説明する考え方としてお示しいただくという案を示してございます。Disinformation対策フォーラムにおいて触れられている報告書では、ファクトチェック団体のガイドラインや検証手法等の公開、第三者からのレビュー等の中長期的な関係者から信用を得るための体制の構築が望ましいという点について述べております。また、追加的にございますけれども、ファクトチェック団体自身も多様化することというのが、今後のファクトチェックがより一層各々の専門性を活用して、公正なファクトチェックを実施する上でも重要であると述べているところでございます。以上がファクトチェック推進に係る御意見とその考え方の部分でございました。

次に24ページの部分です。今後の取組の方向性の部分の透明性・アカウントビリティの確保の必要性についての部分でございます。

意見27-3にお進みください。こちらはヤフー株式会社様からの御意見の部分でございますけれども、透明性・アカウントビリティの確保につきましては、巨大なプラットフォーム事業者のみではなくて、インターネット上の言論空間を俯瞰して幅広い事業者が果たすべきであるという御意見をいただいているところでございます。こちらは基本的に御意見を参考として承る形で案として考え方を示しているところでございます。

意見27-4に進みください。一方で一般社団法人日本新聞協会様から、プラットフォームサービス以外のサービスに透明性・アカウントビリティ確保を求めることが望ましいとの指摘は理解するものの、安易に規制を拡大することは望ましくないという御意見をいた

だいているところでもございます。

続きまして、意見27-5です。こちら是一般社団法人SMAJ様からいただいているところですが、一般社団法人SMAJ様では、業界団体としての行動規範を、自主的なお取組として策定する予定であることを御紹介いただいております。ここに関しまして、全体の行動規範の策定、総務省における議論と連携してまいりたいという御意見をいただいております。こちらは基本的に本研究会の報告書においても、今後プラットフォーム事業者との対話を進めていくと述べているところでもございまして、今後の参考とさせていただきます。してはどうかと考えております。

意見27-6にお進みください。こちらは一般社団法人新経済連盟様から御意見いただいているところでもございますが、透明性確保の方策に関して、立法措置に関しては立法の必要性や表現の自由への影響、外延が定かではない偽情報が法的枠組みになじむか、実行性の確保など、多角的な議論を幅広い関係者との多角的な議論が必要と御意見いただいております。こちらは、本文中でもお示しいただいておりますとおり、具体的な枠組みの検討に際しては、プラットフォーム事業者等と対話を行いながら検討することが必要であり、我が国における産官学民の社会全体での議論を通じてプラットフォーム事業者と対話を行いながら検討することが適当であると述べているところでもございまして、多角的な議論を幅広い関係者と意見交換することの重要性についてお示しいただいております。してはどうかと考えております。

30ページの意見29-3までお進みください。こちら透明性の確保の枠組みに関する御意見をヤフー株式会社様からいただいているところでもございますけれども、アカウントビリティの確保に当たって開示項目の目的やその効果、またその評価の体制、基準の在り方に関しても併せて検討してほしいという御意見をいただいているところでもございます。こちらについても、基本的に参考として承る扱いとしてはいかがかと思っております。してはどうかと考えておりますけれども、透明性・アカウントビリティを確保するに当たっては、事業者が自分自身の分析を軸とした自己改善サイクルを確立するために、透明性・アカウントビリティを確保するのではないかと、これまでの御議論を踏まえまして追記をしながら考え方として案を示しているところでもございます。

意見29-4にお進みください。こちらは、項目の検討に当たってはグローバルスタンダードに対しての考慮が必要であるとLINE株式会社様と一般社団法人SMAJ様からいただいているところでもございます。

また、意見29-5はグーグル合同会社様からの御意見ですけれども、透明性の確保に当たっては、その対象となるものを絞り、また、それぞれ性質が異なるサービスの特徴を捉えながら検討する必要があるという御意見いただいております。

また、意見29-6におきまして、これもグーグル合同会社様からですけれども、透明性確保に当たって自らのサービスにおける問題や取組に関し理解のあるサービス提供者自身の自主的な規制が有意義であると、また柔軟性もあるという御意見をいただいているところでございました。

一旦、第1部における御意見については以上で申し上げたところとして紹介させていただきます。続いて第2部の説明に移りたいと存じます。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局消費者行政第二課の丸山です。第2部の主なところについて御説明申し上げます。

まず35ページになります。第1章、プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題で、デジタル市場競争本部の取組に関する御意見です。透明化法に基づいてデジタル広告市場の特定デジタルプラットフォーム提供者として指定される事業者に対するモニタリング・レビューに関して、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「電気通信事業ガイドライン」という。）を踏まえたモニタリングの実施と連携して調整されることが想定されるといった記述をしておりますが、こちらについて、ソフトバンク株式会社様から、透明化法に基づくモニタリング事項は、大規模広告事業を行っていない電気通信事業者に対して課されることがないようにすべきといった御意見をいただいております。こちらについては、そのようなことは想定されておりませんと考え方を記載しております。

続いて36ページになります。第2章、プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果に関する部分です。こちらにつきまして、グーグル合同会社様からの御意見になります。利用者の詳細なプロファイリングを行い得る状況であるということについて、利用者情報の取扱いについて一定のルール整備を検討していくことが必要であると考えられるという記述について、この「一定のルール整備」が何を意味しているのか不明確であるといった御意見をいただいております。こちらについては、モニタリングの結果を踏まえた上で、利用者情報の取扱いについて一定のルール整備を検討していくことが必要であると考えられるとしているものですということと、令和4年の改正電気通信事業法により導入された利用者情報に関する規律も含まれますという考え方としておりま

す。

続きまして、38ページになります。意見36-1、ここからは第3章、今後の取組の方向性の部分になります。ソフトバンク様から御意見いただいております。通信関連プライバシーとして保護されるべき利用者の権利として把握されるべきであると考えられるといった記述がされておりますが、こちらについて、令和4年の改正電気通信事業法における特定利用者情報の規律や外部送信規律の対象には通信関連プライバシーが含まれていないと考えているが、この理解でよいかということ。それから、この記述については、構成員の一意見としての意見があったと記載することが適切ではないかという御意見をいただいております。こちらについては、特定利用者情報の規律と外部送信規律の対象は通信関連プライバシーに含まれ得ると考えられるということ。また、この記述については、昨年9月に公表されたプラットフォームサービスに関する研究会の中間とりまとめと同様の記載としておりますという考え方を記載しております。

続いて、同じページ38～39ページまでにかけて意見36-2になります。こちらは新経済連盟様からの御意見で、本年4月1日に施行された電気通信事業ガイドラインについて、個人情報保護委員会との共管とされたことについて歓迎するという御意見をいただいております。こちらは賛同の御意見として承っております。

続きまして40ページになります。ここからは、改正電気通信事業法によって導入された外部送信規律の関係になります。意見36-5、新経済連盟様からの御意見で、外部送信規律は、個人情報保護法との2本立ての対応が必要としないことを原則とした上で、個別の具体的規制内容を明確化すべきといった御意見です。こちらについては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきたいとしております。

少し進ませていただきまして、45ページになります。意見36-13で、これは個別の論点で外部送信規律に関する論点で、まず論点1として規律の対象に関するものです。こちらについては、規律の対象について規模にかかわらず全ての電気通信役務を対象とすべきであり、仮に線引きする場合も、対象外となる事業者も適切な情報の取扱いを徹底すべきといった御意見を、NTTドコモ様、ソフトバンク様、主婦連合会様からいただいております。こちらについては、規律の対象としては、法律において電気通信事業者または第三号事業を営む者、利用者の利益に及ぼす影響が少ないものとして省令で定める役務を提供する者に限るとされているものです。この御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきますとしております。

続きまして48ページになります。意見36-18、これは論点2ということで、通知または利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件の関係になります。この要件について、より具体的に示されるべきという御意見をNTTドコモ様からいただいております。こちらについては、今後省令案が検討される際に明らかになるとともに、省令において規定されるのになじまない内容については、電気通信事業ガイドラインやその解説などにおいて明確にされていくものと考えられるとしております。

少し進ませていただきまして51ページになります。意見36-26、同じくこれも論点2の関係になります。送信先における利用目的を示す場合には、その内容が記載されたウェブページ等へのリンクを設置することも許容すべきという御意見を、セーフティーインターネット協会様と新経済連盟様、それから日本経済団体連合会のデータ戦略ワーキンググループ様からいただいております。こちらについては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきますたいとしております。

少し進ませていただきまして、55ページ、56ページになります。こちらは論点3で、通知または利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項・内容に関するものです。まず意見36-30として、ソフトバンク様から、「送信先の名称」を求める趣旨が不明、36-31でグーグル合同会社様から、送信先における利用目的は不要であるという御意見を、いずれも個人情報保護法上の第三者提供規制との関係でいただいております。

こちらについては、いずれも考え方としては、外部送信規律においては、利用者の電気通信設備に記録されたその利用者に関する情報が外部に送信される際に、利用者の確認の機会を与えるというものであり、その観点から送信先の名称であったり、送信先における利用目的が求められるものだという考え方をしております。

続きまして57ページ、意見36-36になります。こちらは論点4のオプトアウトの関係になります。オプトアウトの際には、利用者が容易に知り得る状態に置く事項は、オプトアウトの内容を明確化するとともに、オプトアウト措置の項目を選択できることが望ましいという御意見を主婦連合会様からいただいております。こちらについては今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきますとしております。

続きまして58ページで意見36-38、こちらは論点5になりまして、措置を取ることを不要とする情報に関するものです。こちらについて、措置を取ることを不要とする情報は、利用者にサービスを提供するために必要なものを包括的に規定すべきといった御意見を、NTTドコモ様、モバイル・コンテンツ・フォーラム様からいただいております。こちら

についても今後検討を進めていく上での参考とさせていただきますとしております。

続きまして60ページ、意見36-43になります。こちらは具体的な論点に関わるものではありませんが、外部送信規律に関して電気通信事業ガイドラインの改正などについては、新たな対応が求められることとなる事業者などと連携した議論が欠かせないといった御意見を、日本新聞協会様、新経済連盟様からいただいております。こちらについては、第二次とりまとめ（案）でお示ししております、外部送信規律の施行に向けて、関係する事業者や事業者団体、利用者や消費者団体などの意見等をオープンに聞きながら、官民連携して検討を進めていくことが適当であると考えております。

続いて61ページになります。こちらは第3章、今後の取組の方向性のうちの定期的なモニタリングの実施に関する部分です。意見37-1として、KDDI様から、モニタリングは規律の対象となる事業者に対して広く実施すべきといった御意見をいただいております、モニタリングの実施の際の対象となる事業者の選定に当たっては、いただいた御意見も踏まえつつ検討してまいりますとしております。

最後64ページのところに記載しておりますが、このほか、第1部、第2部を通じて、誤字や脱字などの修正を第二次とりまとめ（案）で行っているところです。

事務局からの説明は以上です。宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた意見募集を踏まえた第二次とりまとめ（案）及びこれに関連して、構成員の皆様方から御意見を順番に伺いたいと思います。

まず、第1部でございます。こちらについて御意見等をいただければと思います。御意見等のある方がおられましたらチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがですか。森先生、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。様々な御意見をいただいていたけれども、納得できる御意見が多かったと個人的には感じております。第1部との関係では、偽情報について、やはりというべきか、たくさん御意見をいただいております、全体を通じて偽情報という概念が不明確であることで、それについて規制をすることが表現の自由の侵害にならないかという懸念が非常に多かったということは、今後このプラットフォーム研究会で検討を進める上で、必ず肝に銘じておかなければいけないことだと強く思いました。また、ファクトチェック団体の中立性についての御指摘も非常に重要であると思いました。

その上で1点強調しておきたいといえますか、私が特に重要だと思いましたが、御意見の25-2で、日本新聞協会さんからの御意見ですけれども、アテンションエコノミーが偽情報の生成を支えているのだということ。それから、これは第二次とりまとめ（案）に書かれているわけですけれども、アテンションエコノミーの下で、刺激的な偽情報が利益を生んで、さらに新たに偽情報の増加を招いている実情があるというような御認識の上で、どうやってこういった問題を、この偽情報が偽情報をつくる、アテンションエコノミーが限りなく、もうただ読んでもらうんだということになってしまっていて、それがその結果として偽情報を生んで、さらには偽情報の弊害につながっているというこの御認識は極めて重要だと思います。

ですので、この御意見も今後の当研究会における検討において、しっかりと踏まえた上で偽情報対策を考えることが重要ではないかと思われました。以上です。

【宋戸座長】 森先生、ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

今、森先生から御指摘がございましたように、偽情報については非常に多くの御意見等もいただき、また、私も、森先生と同じく非常にごもつともな、多角的な御意見をいただいたと思いますので、これらも踏まえて今後、民間それから政府でのそれぞれの役割分担と取組について、丁寧に議論していく必要があると思います。そのときにパブコメで多様な御意見をいただいたということが非常に重要だと思いますし、常に参照されるべきものだと思っております。

それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願いいたします。非常にたくさんの御意見をいただいて、ほとんどがなるほどといったものだと思うんですが、その中から感想めいたものになってしまうんですけども、自主規制や共同規制といったものを強化するという、法的規制ではなくて自主規制、共同規制ということを皆さん、念頭に置かれていると思いますが、その中で消費者や研究機関等も含めて広範囲にわたる関係者間の協議が重要になると感じました。

ただこれらは、本来は事業者が自ら形づくっていくものだと思いますけども、全国的なコンセンサスを醸成しながら、一体どの辺りが適当なところかということを考えていくという上では、行政としてそういった場を支援していくようなことがきっと必要になるんだろうと思われました。

ということともう一点、皆さんの意見を見ていると、発言の場とかニュースを提供していらっしゃるプラットフォームさん、こういった方たちの考え方がまだ少し甘いのかと思いました。考え方としては、もはや場の提供者として、その場のガバナンスだけを考えていくというような方向性が垣間見えるんですが、もはや大小にかかわらずメディアの機能を持っているんだということをもう少し自覚したような方向性で今後考えていく必要があるんじゃないかと思いました。以上です。

【宍戸座長】 寺田構成員、ありがとうございます。それでは木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。パブコメの意見を聞いていまして、確かに納得するところがいっぱいあって、偽情報については、私は利用者としてどこまで信じていいのかというのが利用者は本当に分からないと懸念しております。単にチェックというだけではなくて、どうしたら本当の情報がきちんと利用者に伝わるのかというのも今後検討していかなければいけないですし、そのためのファクトチェックは今後重要になってくると思っております。

ネットのプラットフォームの情報を見ていると、好みの情報がどんどん優先的に出されてくるので、情報が偏っているというのを常々感じております。そういうところも含めて今後検討していく必要があるのかと感じております。感想になってしまいましたが、よろしく願いいたします。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかに、この第1部につきまして御質問、御意見等はございますか。いかがですか。

もしよろしいようでしたら、透明性確保規律の在り方について、偽情報、それから誹謗中傷等の違法・有害情報等の対応について、大きな方向性をこの第二次とりまとめ案では示したところでございますけれども、今いただいた構成員からの御指摘、またパブコメでいただいた御意見を常に参照しながら丁寧に進めるということにさせていただければと思います。また、全体の中で振り返って第1部について御意見があれば、後でいただければと思います。

次に第2部について御意見をいただきたいと思っております。こちらにつきましても、御意見がある方がおられましたらチャット欄で私にお知らせいただきたいと思っておりますが、いかがですか。こちらにつきましても利用者情報ワーキンググループで関係する事業者の方々、団体の方々から丁寧に御議論を伺った上でまとめてきて、またパブリックコメントでも丁

寧な御指摘を幾つもいただいているところでございます。

森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。こちらも当然のことながら様々な御意見をいただいています、その中で、まず36-13としておまとめいただいた御意見ですけれども、柱書きといたしますか、意見36-13の要約を御覧いただきますと、「外部送信規律について規模にかかわらず全ての電気通信役務を対象とすべきであり、仮に線引きをする場合も規律の対象外となる事業者の適正な情報の取扱いを徹底すべき」ということになっていて、NTTドコモさん、ソフトバンクさん、主婦連合会さんからその趣旨の御意見をいただいています、これは全く御意見のとおりだと思っております。それによって、その法律の趣旨が達成されるのだらうと思っています。ですので、これは重要な御意見であると思いました。

それが1点と、もう一つは意見36-30ですけれども、「利用者に通知し、容易に知り得る状態に置くべき事項として、送信先の名称を求める趣旨が不明」ということでソフトバンクさん、グーグル合同会社さんから御意見をいただいています。個人情報保護法と異なり、ということですよ。どちらも個人情報保護法では、それは法律上の要求としては求められていないけれども、どうしてこちらで求められているのかということで、考え方に書いてあるお答えのとおりですけども、考え方は若干あっさりしていて、それはあっさりせざるを得ないのは、個人情報保護法についていろいろ書くわけにはいかないということだったと思いますので、私からその簡単な補足をさせていただきます。

御案内のことでありますけども、個人情報保護法は本当に様々な個人情報について適用されるものでして、その中には本当に非常にプライバシー性の低いものも含まれてきます。また様々な、ありとあらゆる取引、データの管理や利用に適用されますので、例えば第三者提供の同意を取るにしても、これから、まだ提供先は決まってないんですけど、それでもいいでしょうかというような場合も、データの性質によっては許容される場合がある。こういったカテゴリーの人たちに提供しますけれどもいいでしょうか。あるいは自分たちで一定のスレッシュホールドを設けていますけれども、具体的な提供先は決まっています、そういうことも許容される場面があるわけでございます。

しかしながら、この外部送信の局面においては、これはもうしっかり渡すところが決まっています、外部送信をするためのタグを設置する、情報送信モジュールを設置することになりますので、そういう分かっていることについては、これはしっかりと当然書い

ていただくべきですし、また、それが電気通信サービス利用者の関心事でもあるということからそのような違いが生じているのではないかと思います。以上です。

【宍戸座長】 森先生ありがとうございます。ほかにこの第2部につきまして御意見あるいは御質問等がございますか。いかがですか。

特に、今ここで問題になります外部送信規律につきましては、改正電気通信事業法の趣旨も踏まえて、基本的な考え方をこの第二次とりまとめという形で示させていただいた後に、ワーキンググループを中心にとということになると思いますが、省令案を審議させていただき、また省令が総務省において採用された場合には、今度はその具体的なガイドライン等を示していく。また、関係事業者の方に、そもそもこのルールの対象となる、あるいはどのようなことをすれば現実にはいいのかということについての周知等もしっかりやっていかなければいけないでしょうし、また規律の具体的な内容も合理的で、事業者の御負担と、それから利用者の権利利益の保護を両方うまくポジティブな方向で調和させていくためにどうするかということについて、引き続きこの研究会で議論していくことになろうかと思います。

ただ、その議論の基礎になるのがこの第二次とりまとめでございますので、この段階でさらに御意見、御質問等があればいただいておりますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、第1部、第2部、両方合わせて全体を通して何か御注意いただくべき点があれば、自由に御発言いただきたいと思います。いかがですか。それでは森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。どちらかというとなら第1部のことだったんですけども、お時間があるようですので申し上げたいと思います。

寺田さんの御意見を伺って、全くそのとおりだと思いましたが、付け足すまでもないですけども申し上げます。コンテンツモデレーションについてその透明性の確保を求めていくと、場合によっては、それは法制度でも求めていくということで、それについて、それは表現の自由との関係で注意すべきであると、これは全くごもつてもですけども。

ただ、透明性を求めていくことというのは、どうしても必要なことだと思っております。プラットフォームの事業者、特にSNS等をやっていただく上で、権利侵害情報や、偽情報という弊害は、どうしても一定程度は出てきてしまうわけですけども、事業、ビジネスを進めていただく上でどうしても出てくるということであれば、必ず何らかの対策を当該

プラットフォームの費用と責任においてやっていただかざるを得ないことであるわけです。

例えば非常に悪いんですけれども、重化学工業が事業をやる上で公害が出たら、それはその弊害を最小化するようにしていただかなければいけないということだと思えます。例えばそれで病気になる人がいたら、それは民事で損害賠償しなければいけませんし、権利侵害情報でプライバシー侵害を受ける、名誉毀損によって人格を傷つけられるということがあれば、それは慰謝料を払っていただかなければいけないでしょうし、御案内のとおり、それは当然発信者だけではなくて、そのプラットフォームも責任を負うことがあるということです。

公害においてそうであるように、環境基準の設定であるとか一定の法規制がなされるのと同じように、社会的にこれは重要な問題だということになれば、それは公法的対応ということも当然に求められてくるわけですからけれども、公法的対応を求められたときに、公害であれば基準を決めて、細かく言えるわけですからけれども、権利侵害情報や偽情報について、国で箸の上げ下ろしまでということは、大変よろしくないということで、透明性・アカウントビリティ、どんなことをされているんですか、間違いなくやっていただいているんでしょうね、中身についてはとやかく申し上げませんが、しっかりやっているということをお見せくださいと。場合によっては、それは世の中から、どうしてですか、ちゃんとやってくださいと批判を受けることになるわけですからけれども、そういった形で、どうしても事業運営によって生じてしまう権利侵害情報や偽情報の弊害を自主的に除去しているところを明らかにしてくださいというようなことが社会的な要請になる。そしてそれが、場合によっては制度で担保しなければいけなくなるということですので、どうしてもやっていただかざるを得ないんですけれども、ああしろ、こうしろとは申し上げられないので、透明性をどうしても確保していただく必要があるという、そういった形になっているということを改めて確認させていただきたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 森先生、ありがとうございます。ほかに御意見あるいは御指摘いかがですか。それでは、まず寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 何度もすみません。全体、両方に関わってくるところでいくと、どうしても今回、電気通信事業法の縛りというもので対象であったりとかというのが非常に分かりにくくなっている部分が多々あるのかと思っています。ただ、違法・有害情報や偽情報もそうですし、利用者情報に関しても、一部の大手事業者だけがやればよいというものではないということは、それぞれの御意見を見ている、もはや明白であるという中で、

今後、省令等を決めていく中で、一足飛びに規制強化というのはもちろん好ましくないというところはあるにしても、必要とされるリスク対策、あるいは望ましいアウトカムは一体何かというところをもう一度見直して、本来あるべき姿に向けて、今後もう少し関係省庁とも密に連携しながら、中途半端に取り残しがあつたりとかということがないように、ぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 主に第2部になるんですけども、先ほど森構成員からもありましたけれども、36-13のところで、主婦連合会としても、電気通信事業者全般にこの規定をしていただいて、きちんと対応していただくことが望ましいというよりも当たり前になるような、そういったことになっていただきたいと思いますし、自分が利用するとき、オプトアウトとして何をしているのかですとか、何に自分が同意しているのかということがきちんと分かるということが当たり前になるような、そういったことがきっと利用者と事業者との間の信頼関係にもつながると思いますので、ぜひ今後の検討になると思いますけれども、そのところは強調していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。寺田構成員、それから木村構成員からも非常に重要な御指摘をいただきました。ありがとうございます。ほかに全体を通して御注意いただくべき点はございますか。よろしいですか。

全体のお話を伺っておりますと、基本的にはパブリックコメントの御意見を受け止めた上で、事務局から対応案について御提案がありました、第二次とりまとめの必要な修正を行い、また、パブリックコメントに対するパブコメ返しを行うということについて御異論はなかったように、私としては受け止めたところであります。

それでは、資料1、資料2、提出された意見に対する本研究会の考え方及び第二次とりまとめにつきまして、案のとおり決定することとし、後日公表することとさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。音声で、あるいはチャット欄でそれぞれ構成員の皆様から異議のないという御発言をいただいたと思います。

それでは、今取りまとめたとおりとさせていただき、今後につきましては、第二次とりまとめを踏まえて、引き続きこの研究会、あるいはワーキンググループ等で検討を進めて

まいりたいと思います。構成員の皆様には引き続き御協力をお願いしますが、よろしくお願ひいたします。

本日は、木村部長から御挨拶をいただけると承っております。それでは木村部長、どうぞよろしくお願ひいたします。

【木村電気通信事業部長】 電気通信事業部長、木村でございます。いつもお世話になっております。宍戸座長をはじめとしまして構成員の先生方、またオブザーバーの皆様におかれましては、本日も御多用の中で御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

構成員の先生方には大変お忙しい中、継続的な関係者からのヒアリングや、精力的な御議論をいただきまして、その結果を取りまとめたことにより心より感謝申し上げます。

この第二次とりまとめにおいては、違法・有害情報対策に関しまして、事業者による自主的な取組、これを原則としつつ、透明性・アカウントビリティの十分な確保に向けた行政からの一定の関与につきまして、速やかに具体的な検討を行うべきといったこと、あるいは利用者情報の適正な取扱いの確保につきましては、さきの通常国会において成立をいたしました改正電気通信事業法、これが利用者保護の観点から真に実効性のあるものとなるように、官民連携して法律の施行に向けた準備を進めていくこととともに、事業者の取組についても継続的にモニタリングを行っていくことなどが必要であると整理をいただいたと理解しております。

総務省としましては、本とりまとめを十分に踏まえまして必要な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。具体的に申し上げますと、違法・有害情報対策に関しましては、透明性・アカウントビリティの確保策に関しまして、行動規範の策定及び遵守の求め、それから法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、産学官民、社会全体での議論を通じて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、利用者情報に関しましては、外部送信規律の詳細について、ワーキンググループにおいて検討いただいた上で、官民連携の上で施行に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

構成員の先生方には、今後とも引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【宍戸座長】 木村部長、どうもありがとうございました。それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。宍戸座長より御説明いただきましたとおり、こちらで御議論いただきました第二次とりまとめ及びパブコメ返し、考え方につきましては、速やかに準備の上、事務局において公表の手続を行います。次回会合につきましては、別途事務局から御案内をいたします。事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了となります。プラットフォームサービス研究会にしては比較的短い感じがいたしますけれども、今後、秋の陣、冬の陣では、またいつものように熱い御議論を戦わせていただくのかと思っています。いずれにしましても、これにて本日の議事は全て終了でございますので、以上でプラットフォームサービスに関する研究会の第39回会合を終了とさせていただきます。本日は皆様お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございました。これにて散会いたします。